

令和7（2025）年度栃木県地域課題解決型市町支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

県内市町における地域包括ケアシステムの深化・推進のため、介護予防・日常生活支援総合事業を中心とする地域支援事業の効果的・効率的な展開や、地域課題の抽出及びその解決に向けた取組に対し、市町の実情に応じた支援を行う。

2 業務内容

別添「令和7（2025）年度栃木県地域課題解決型市町支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 契約期間

契約日から令和8（2026）年3月31日

4 委託契約金額の上限

3,764,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 参加資格

参加要件は次のとおりとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- （2）競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、又は、契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みの者であること。
- （3）参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指定停止期間中の者でないこと。
- （4）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （5）栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

6 募集日程

| | | |
|------------|-------------|------------|
| 令和7（2025）年 | 7月18日（金） | 公募開始 |
| | 7月25日（金）12時 | 質問書の提出期限 |
| | 7月31日（木）まで | 質問書への回答 |
| | 8月4日（月）12時 | 参加表明書の提出期限 |
| | 8月15日（金）12時 | 企画提案書の提出期限 |
| | 8月中旬 | 審査委員会 |
| | 8月中旬 | 選考結果通知 |

7 手続

(1) 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書（様式1）を提出することとする。

ア 提出期限 令和7（2025）年7月25日（金）12時まで

イ 提出方法 chiikishien@pref.tochigi.lg.jp宛て提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問及び回答を取りまとめの上、栃木県ホームページに掲載する。

エ 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

ア 提出期限 令和7（2025）年8月4日（月）12時まで

イ 提出場所 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番地20

栃木県保健福祉部高齢対策課 地域支援担当

TEL 028-623-3148 FAX 028-623-3058

chiikishien@pref.tochigi.lg.jp

ウ 提出方法 電子メール又は書留郵便（提出期限内必着）に限る

※ 電子メールの場合には、電話にて到達確認を行うこと。

エ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2） 1部

(イ) 参加資格確認書（様式3） 1部

(ウ) 統括責任者及び担当者（様式4） 1部

(エ) 会社案内（任意様式） 1部

参加表明書の提出者について、本要領5に規定する資格要件に基づき参加資格確認を行うとともに、上記(ア)～(エ)による本事業の遂行能力を審査した上で、その結果を令和7（2025）年8月8日（金）までに電子メールにて通知する。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書をもとに、原則としてA4判用紙にて作成すること（A3判の折込可）。

また、見積書、類似業務の受託実績、その他提案の参考となる資料を添付すること。

なお、ページ数の制限はない。

ア 提出期限 令和7（2025）年8月15日（金）12時まで

イ 提出場所 本要領7の（2）のイに定める場所

ウ 提出方法 持参又は書留郵便（提出期限内必着）に限る

エ 提出書類

(ア) 様式5

(イ) 企画提案書 7部（正本1部 副本6部）

※ 審査の公平を期すため、副本には参加者名又は参加者名が想像できる記載や表現はしないこと。

オ 留意事項

(ア) 企画提案書提出期間後は提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

- (イ) 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- (ウ) 提出された書類は返還しない。
- (エ) 企画提案は、1者1提案までとする。
- (オ) 応募及びプロポーザル参加に要する経費等については参加者負担とし、県はこれらに係る経費について、一切支給しない。
- (カ) 企画提案書等は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。

8 審査・選定方法

- (1) 栃木県が別に定める委員により組織された審査委員会において、審査基準に基づき書類審査を行い、公平かつ客観的に企画提案の内容、事業実施能力等を評価、採点し、委託業者を選定する。
- (2) 審査基準は別紙のとおりとする。
- (3) 審査結果は、審査委員会後1週間以内に、全ての参加者に対し文書で通知するとともに、参加者数、選定された者の名称を栃木県ホームページに掲載する。
- (4) その他
 - ア 審査委員会は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
 - イ 参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

9 その他

- (1) 企画提案が採択された者は、県と企画提案書の内容を基に業務履行に必要な協議を行う。
なお、協議、調整の結果、企画提案内容、金額等を変更する場合がある。
協議終了後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県と随意契約による委託契約を締結する。
協議が不調のときには、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 次の場合は失格とする。
 - ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合
 - イ 申請書類や内容に虚偽があることが判明した場合